

所沢市道水路境界確認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が管理する道水路用地に係る境界確認事務に関し必要な事項を定めることにより、境界確認事務を適正かつ円滑に進め、事務の効率を高めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱において境界確認の対象とする道水路用地とは、市長が管理する次の公共用財産とする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定による道路(認定道路)
- (2) 道路法の適用を受けない道路(認定外道路)
- (3) 水路敷、土揚敷等

(用語の定義)

第3条 この要綱において用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係土地所有者等 関係土地所有者、他の公物管理者その他立会が必要と認められる者をいう。
- (2) 境界確認 市長が、立会又は書面により、境界確認をしようとする者(以下「申請者」という。)及び関係土地所有者等と協議し、境界の位置を確認することをいう。
- (3) 境界確定 市長が、申請者及び関係土地所有者等の境界確認同意書、境界図、現地境界標の明示を確認することをいう。
- (4) 不調 境界確認の協議が不成立になることをいう。
- (5) 対側地 境界立会申請地に対して道水路用地を挟んだ反対側の土地をいう。

(境界確認申請者)

第4条 申請者は、道水路用地に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者を申請者とする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産したときは、精算人又は管財人とする。
- (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。
- (3) 公共事業の場合は、当該公共団体の長が指定する職員とする。

(代理人)

第5条 申請者は、境界確認に当たり土地家屋調査士、測量士等測量能力を有する者を代理人として選任するものとする。

(申請書の提出)

第6条 申請者は、道水路境界確認申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(境界確認の実施)

第7条 市長は、申請書が提出された場合、境界確認を実施することが適当であると認めるときは、順次境界確認を実施するものとする。

(申請書の取下げ)

第8条 申請者が、申請を取り下げる場合は、市長に道水路境界確認申請取下書を提出しなければならない。

(立会日の決定)

第9条 市長は、境界確認の立会日を決めるに当たり、立会日において境界確認が公平かつ適正に行われるために、その事前調査及び事務連絡等の期間を考慮しなければならない。

2 立会日は、原則として申請書の提出があった日から1箇月後とする。

(立会日の連絡)

第10条 市長は、境界確認の立会日を決定したときは、立会日の14日前までに代理人又は申請者に連絡をするものとする。

2 代理人又は申請者は、立会に際し、関係土地所有者等に立会依頼及び立会日の連絡をするものとする。

(事前調査)

第11条 代理人又は申請者は、事前に参考となる資料の収集及び現地調査を行い、官民境界予定線又は現況図を作成し、市長と協議するものとする。

(立会)

第12条 市長は、前条の規定による事前調査の結果を受け、申請者及び関係土地所有者等と境界確認のため立会を行うものとする。

2 代理人は、立会に際し現地において速やかに関係土地所有者等の出欠を確認し、境界立会の趣旨を関係土地所有者等に明らかにし、境界確認作業を行うものとする。

(境界確認の心得)

第13条 市長は、申請者及び関係土地所有者等と対等の立場で境界確認協議を行うものとする。

(境界確認の原則)

第14条 市長は、道水路用地の両側境界線により境界確認を行うものとする。ただし、市長は、次に掲げる場合で、客観的な資料、図面等に基づき幅員が明らかに確保され、境界線の線形の整合性が将来にわたり妥当と確認でき、かつ、関係土地所有者等に明らかに不利益が生じないと認められるときは、道水路用地の片側境界線で境界確認をすることができる。

(1) 申請者又は代理人が境界確認協議を求めた対側地所有者が立ち会わないため協議をすることができないとき。

(2) 申請者又は代理人が境界確認協議を求めた対側地所有者との協議が整わないとき。

(3) 申請者又は代理人が境界確認協議を求めた対側地所有者の所在が不明のとき。

(4) 協議に関係する対側地に裁判所の処分制限等が付されているとき。

2 前項ただし書に定めるもののほか、市長が管理する幅員12m以上の路線は、片側境界線で境界確認をすることができる。

(境界確認の同意)

第15条 申請者及び関係土地所有者等は、境界確認した位置について同意した場合は、境界確認同意書に住所、氏名、確認年月日及び確認した土地の所在地番を記入のうえ押印するものとする。

(共有者の同意)

第16条 共有者の境界確認の同意は、共有者全員から得るものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 私道に関しては、私道の共有共用の利用形態、資産的価値等の観点から共有者の過半数の同意を得るものとする。
- (2) マンション敷地に関しては、共有者の2分の1を超え、かつ、共有者全体の持分の2分の1を超える者の同意を得るものとする。この場合において、管理組合の理事の同意をもって同意とすることができる。
- (3) 墓地等に関しては、代表者として特定できる者の記名、押印を受け、同意を得たものとする。

(境界不同意)

第17条 市長は、立会記録保管のため境界不同意者に不同意の理由を明らかにする書面を求めることができる。

(不調処理)

第18条 現地境界確認後、4箇月を経過し、境界図並びに申請者及び関係土地所有者等の境界確認同意書が提出されない場合は、不調とする。

2 代理人は、前項の規定により不調になったときは、その旨を関係土地所有者等に報告するものとする。

(境界標の支給・明示及び境界図の作成)

第19条 市長は、代理人又は申請者に境界標を支給するものとし、代理人又は申請者は、境界標を明示し、境界図を作成し、市長に提出しなければならない。

(復命)

第20条 境界確認に立会った職員は、協議内容を記した復命書を作成し、市長に報告しなければならない。

(境界確定箇所の再確認申請)

第21条 市長は、立会により境界確認し、公に証明できる図面を備えた確定箇所については、正当な理由がない限り、再度の境界確認の立会を行わないものとする。ただし、再度境界を確認しようとする者が、当該確定箇所の関係土地所有者等全員から合意を得、かつ、理由書を添え境界確認申請する場合は、協議のうえ、市長は再度境界確認の立会を行うことができる。

(境界確定証明)

第22条 市長は、境界確定箇所について境界確定証明申請書が提出されたとき、境界図と現地境界標の位置を確認のうえ境界確定証明書を交付するものとする。

2 証明書の交付を受ける者は、所沢市手数料条例(平成12年条例第6号)第2条の規定により手数料を納入しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

この要綱は、平成13年3月27日から施行する。

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

道水路境界確認に係わる運用基準

要綱に基づく申請手続きは、次の様式によるものとする。

1．道水路境界確認申請書 …【様式第1号】

要綱第6条により境界確認申請をしようとする者が、市長に提出する。

添付書類

現地案内図 主な目標物から現地へ至る経路を示したもの

公図の写し 法務局備付けの公図を転写したもの(申請地、転写年月日、方位、縮尺記入)

地積測量図の写し 法務局備付けの地積測量図を転写したもの

その他参考となる図面 境界確認をするうえで参考となる図面、現況図面、現地を測った仮図等

土地所有者一覧表 …【様式第2号】

申請地、隣接地及び対側地(向こう三軒両隣の範囲)の地番、地目、地積、所有者の住所・氏名、共有者の場合共有持分を土地登記簿等調査のうえ記入

2．境界確認同意書 …【様式第3号】

要綱第15条、16条により土地所有者が、住所、氏名、確認年月日、確認した土地の所在地番を記入し、押印する。(法人の場合は、社判又は代表者の印とする。)

3．境界不同意書 …【様式第4号】

要綱第17条により関係土地所有者が、境界確認の立会を行った結果同意できない理由を記し市長に提出する。

4．境界図

要綱第19条による境界図には次の事項を記載するものとする。

所在、地番 立会年月日、作成年月日、作成者 方位、縮尺(1/250・1/500)

境界標の明示(種類、新設・既設の区分、市石・民石の区分)

基準点・境界点の点番、座標値

その他、位置を特定するための永久的な構造物等

5．取下書 …【様式第5号】

要綱第8条により申請書を取り下げる者が、住所、氏名、申請人氏名、土地の所在、取下げ理由を記入し、押印する。

6．要綱第19条により支給する境界標の種類は、市マーク入りの境界石、鋳、金属プレートとする。

7．境界確定証明申請書…【様式第6号】

要綱第22条により境界確定証明申請しようとする者が、案内図、公図、境界図を添付し市長に提出する。

その他取扱事項

(寄付後退用地等の境界確認)

1．寄付後退用地、道水路の拡幅用地がある場合は、それらを含めて境界確認を行うものとする。

(道水路含めて境界確定した幅員の内訳)

2. 境界確定した道路と水路の総幅員が、管理上の幅員に不足するときは道路の幅員を優先し、管理上の幅員に対して余裕があるときは水路幅員を優先し、各幅員の内訳とする。
3. 要綱第14条第1項3号の適用に当たり、代理人は、次の事項を満たしたうえ経過説明書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票、戸籍、固定資産税閲覧台帳に基づき対側地所有者の住所を調査すること。
 - (2) 境界確認申請地の近隣の住民から対側地所有者の住所に関して聞き取り調査を行うこと。
 - (3) 対側地所有者の住所地に対して、でき得る限りの調査を行うこと。
 - (4) 対側地所有者に電話、郵便により連絡をすること。
4. 要綱第14条第2項の適用に当たり、測点として対側地の境界標、構造物等を図面化する。